

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(3) <u>第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(4) <u>6箇月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</u> 以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(2) <u>第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) <u>6箇月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</u> 以下省略</p>